

沖縄県立前原高等学校 運動部活動に係る活動方針

運動部活動基本方針

本方針は、「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、学校、地域、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施される事を目指す。

◎知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

◎生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

1 適切な運営のために

- (1) 生徒や教職員の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の運動部を設置する。
- (2) 運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意し、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (3) 校長は、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のために

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、運動部顧問及び指導者は、「運動部活動における総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

- ・練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
- ・生徒の安全を確保できない場合、活動の中止や計画を見直す等、適切に対応する。
- ・夏季の活動では、熱中症等に注意し、注意報等が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わない。
- ・指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
- ・指導者は、セクシャル・ハラスメント及びセクシャル・ハラスメントと疑われる一切の行為は慎む。
- ・活動において、肉体的、精神的な負荷をかける指導は意図的・計画的に行われるべきであり、体罰や精神的に追い込む等の誤った指導は厳に慎む。

イ 運動部顧問は、スポーツ医科学の見地から、十分なトレーニング効果を得るためには休養を適切にとることが必要であり、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高める等を正しく理解し配慮した上で指導を行う。

- ・生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
- ・競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ・保健体育科の教師や養護教諭等と連携・協力を密にし、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を踏まえた上で指導する。

(2) 運動部活動用指導手引の普及活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 運動部活動の休日及び活動時間

運動部活動の休日及び活動時間等は原則以下の通りとする。ただし競技団体の特性により柔軟に対応し、その際にはできるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととする。

(1) 学期中の休養日

平日：1日以上
土日：1日以上

※週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(2) 長期休業中の休養日

休養日の設定は、学期中に準ずる。

※ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 活動時間

平日：長くとも2時間程度
休業日等：長くとも3時間程度

(4) その他

定期考査1週間前は部活動休止日とする。但し特別な理由（考査後2週間以内に対外試合等がある場合等）があれば、顧問は生徒指導部を通して管理者の許可を得る。その場合、活動時間は1日2時間以内とする。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 学校は、学校の状況を鑑みつつ、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことが出来る運動部を設置するよう努める。

(2) 学校は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める。

(3) 学校と保護者は、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、以上のような取組を推進することについて、本方針を読み合わせ、双方の理解と協力を促す。

5 その他

・生徒から徴収する部費や生徒会から割り当てられる部・同好会予算等の金銭に関しては適切に執行し、厳格に取り扱う。

上記方針は令和元年6月17日より実施する。

策定期日：令和元年6月14日